

開催日：令和 6 年 3 月 14 日

会議名：令和 6 年文教常任委員会（ 3 月 14 日）

○西本ちかこ おはようございます。

では、私のほうからは、中学校給食センターの令和 7 年 1 月開業を目指して、調整を進めていただいているところで、こちらについて、質問をさせていただきたいと思います。

10 月には建設が完了し、11 月から開業準備が始まるとお聞きをしております。改めて、1 月に 9,000 食のスタートができるよう、いつから誰がメニュー作成を行い、実際にセンターが動き出すのか、稼働までのスケジュールについて、お聞かせください。

また、配膳までのシミュレーションは行われるのでしょうか。お聞かせください。

○中坂学務課長 準備につきましては、令和 7 年 1 月から 3 月までの献立につきましては、小学校栄養教諭の協力のもと、現在、原案を作成中であり、令和 6 年 5 月には、献立作成委員会で決定したいと考えております。

また、食材等につきましては、決定した献立に基づき、7 月に物資選定委員会で選定を行う予定です。

さらに、センター建設後の 11 月からは、開業準備ということで、現地で作業動線や調理のシミュレーションを行い、実際に 1,000 食、4,000 食と段階を踏みながら、給食の完成度を高めていく予定でございます。配膳までのシミュレーションはこのようにして行う予定でございます。

○西本ちかこ しっかりご準備進めていただいているとこなんですけれども、ではアレルギー食につきましては、どこで作られまして、そしてどのように配膳されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○中坂学務課長 アレルギー食をどこで作ってどのように配膳するかということでございますが、センター内のアレルギー食専用調理室で卵や乳を除去した給食を調理し、一人一人専用のジャーポットに入れた状態で生徒に届ける予定でございます。

○西本ちかこ では、アレルギーの把握については、どのように行われる予定でしょうか。

○中坂学務課長 小学校と同様に、全生徒の保護者からアレルギー調査票を回収し、状況把握を行い、アレルギー対応が必要な生徒については、担任等がその保護者と面

談等を行いながら、給食対応を決定していく予定でございます。

○西本ちかこ では、配膳室までの動きについて、センターから学校まで、誰がどのように給食を届ける予定でしょうか。

○中坂学務課長 センターで調理した給食は、食缶や食器の運搬用コンテナに入れ、配送用トラックに積み込み、配送員が各学校まで届けます。各学校の配膳室には、配膳員が少なくとも2人は配置される予定であり、配膳員とともに、コンテナを配膳室に運ぶ予定です。

○西本ちかこ 配膳員の方は、いつまで配膳室に従事されるのかというところと、また、食器などはセンターで洗浄されると聞いていますけれども、残食や調理で発生した野菜くずなどは、どのように処分をされますでしょうか。

○中坂学務課長 配膳員は、給食後の食缶を配送車両に積み込み、配膳室内のごみの廃棄、清掃を行うところまでの従事を行います。

残食や調理で発生した野菜くずにつきましては、厨芥処理システムの導入により、粉碎、脱水を行い、脱水後の残菜等は、消滅型生ごみ処理機により、微生物が水に分解することで、ごみの大幅な減量を図ります。

○西本ちかこ では、職員の体制のことについて、もう少しお聞きしたいんですけれども、先ほど献立のほうにつきましては、メニュー作成につきましては、今、小学校の栄養教諭の方のご協力をいただいて、1月から3月までの献立を、作成を行われているということなんですけれども、小学校栄養教諭の方の通常の業務に加えて、新たな献立作成が加わっているというところで、こちらについては、どのような状況なのでしょう。

○中坂学務課長 中学校給食の献立作成を行うに当たり、業務が増加する懸念のお声もあり、校長会で栄養教諭等の校内事務作業等について、業務軽減を依頼しております。その上で小中学校の栄養教諭の皆様にご理解、ご協力をいただき、進めているところでございます。

○西本ちかこ では、センター開業時の市の職員と府の栄養教諭の体制と役割について、お聞かせください。

○中坂学務課長 センターには、事業者とは別の事務室に、事務や栄養士といった市

職員が常駐し、同じフロアに栄養教諭等も従事することを想定しております。市では、食材の購入や食数管理、事業者との協議、調整を主に担い、栄養教諭等は届いた物資の検収や調理指示、指導、献立作成等を行う予定でございます。

○西本ちかこ 人員体制については、ちょっと想像がつかない状況で、ちょっと懸念をしているんですけれども、人数について、食数に応じた府の栄養教諭の配置が行われるのが令和7年4月ということをお聞きしております。

こちらの配置、定数だけではなく、ある程度落ちつくまで、市独自の職員を多く配属いただくなどの要望をいただくことなどは、お考えではないでしょうか。見解をお聞かせください。

また、他市のセンターの開業時の状況等について、もしお調べでしたら、お聞かせください。

○中坂学務課長 その時々の方情により、関係各課と調整をしながら、人員要望については、対応、検討してまいりたいと考えております。

また、他県による同等規模のセンターにおける事例では、開業当初の栄養教諭等の体制は、2人程度であったと事業者等から聞いております。

○西本ちかこ では、万全の体制でご準備いただきますように、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、小学校給食の残食について、質問させていただきます。

小学校給食の残食について、残食があるのか、あるとすればどれくらいあり、その残食はどのように処分をされているのか、お聞かせください。

また、牛乳などの残食については、どのようにされていますでしょうか。お聞かせください。

○中坂学務課長 残食につきましては、学校給食エコ週間の活動の中で、学校給食で出る残食の計量を行っております。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の流行により、部分的な調査となっておりますが、令和5年11月に従来の方法により実施しており、その結果は、1日1人当たり、約24グラムの残食量となっております。

残食の処分につきましては、廃棄処分をしているところでございます。

牛乳の残食につきましては、学級閉鎖のように、クラス全体が休みとなった場合には、使用しなかった牛乳は翌日に繰り越して使用するようにしておりますが、各クラスで欠席者分の牛乳が消費できなかった場合には、食品衛生上、安全が確保できないことから、廃棄処分としております。

○西本ちかこ 残食については、1日1人24グラムということは、600人の生徒で考えますと、14.4キログラムということになります。

では、残食を減らす取組について、何か行われているのでしょうか。お聞かせください。

○中坂学務課長 学校給食エコ週間においては、児童が給食から出るごみの量を知り、また給食で出たごみがどのように処理されていくのかを学べるような掲示用ポスターを作成し、配布するとともに、学校放送や配食指導により、残さず食べることができるような意識づけを行っております。

また、栄養教諭等と連携し、必要な栄養を確保しつつ、残食が多くなならないような献立作成を工夫しております。

○西本ちかこ 給食で出たごみがどのように処理されていくかを学べる掲示用ポスターの配布をいただいているということ、また、学校放送や配食指導を行っているというところもお聞きできました。

また、残食が多くなならないような献立作成も工夫をいただいているというところなんですけれども、先日、保護者の方からお聞きしまして、牛乳パックの残食について、紙パックを片づけるために、こどもが牛乳をお鍋に出す作業が楽しいと言っていたということを懸念されるお声を聞きました。牛乳ができるまでには、酪農家の方が365日休まず牛を育てていただいて、牛乳がいただけていますので、食育の観点やフードロスを防ぐためにも、何か策を講じていただきたいなというふうに、ご検討をお願いしたいと思います。

こちらについての質問は、以上で終わらせていただきまして、続きまして昨年のお話になるんですけれども、熊の出没や目撃があった際の就学時健診について、少し質問をさせていただきたいと思います。

去る12月1日のNHKのニュースによりますと、国が統計を取り始めて以降、最も多かった3年前を50人以上上回る、過去最悪の熊の出没のニュースが報じられました。

近畿では少ないものの、本市においても、熊の目撃情報が2件と熊の足跡や爪跡らしき目撃情報が何件かありました。昨年の就学児健診の際に、熊の目撃の報道と重なり、入学する学校ではない学校で健診を受診されたという事例があったとお聞きしております。この点について、詳細についてお聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 11月6日に清溪小学校グラウンドで熊の足跡が発見されました後、児童を下校させました。翌日の7日には、学校が早朝から校内点検を行った後、始業時間を変更させ、安全確保のため、集団登下校を行いました。8日以降

は、通常通りの授業を行っております。

対応といたしましては、教職員や駐在さんによるバス停への送迎やこどもの安全見守り隊の方に歩いて通学する児童の登下校を支援いただいております、１０日までは消防、市教育委員会の指導主事も登下校支援を行いました。

○中坂学務課長 令和５年１１月、健診実施日が迫る中、近辺で連日、熊の爪跡等が確認されており、保護者と対象児が受診を予定していただいている日に確実に受診していただける方法を教育委員会で検討し、同日に実施する近隣校の山手台小学校で受け入れ調整を行い、実施いたしました。

○西本ちかこ 今回の件は、受診場所である学校の変更について、保護者の方へ学校歯科医の方が熊を懸念されて断られたためと説明があったとのことでした。様々、担当課の方の、学務課からお話を聞きますと、本当に先生、学校歯科医の方といろいろな調整をいただいて、なかなかお引き受けくださる先生も少ない中、お引き受けをいただいている中ということは理解をしたんですけれども、こどもたちはみんな登校している学校ということもあります。こどもたちを診ていただく学校歯科医であるということもあります。そのことを学校歯科医の方へご理解いただくようにご説明いただいたということなんですけれども、保護者の方への説明にも配慮をいただきたかったと思っております。

今後、熊の目撃情報が出た際の学校の対応や就学児健診の時期について、現在のスケジュールと今後見直される予定があらわれるのか、お聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 熊が目撃された際には、近隣の小学校間や教育委員会で情報を共有いたします。

また、農林課からの情報も参考にしながら、登下校の方法や学校での過ごし方につきましても、検討いたします。

○中坂学務課長 就学児健診の時期につきましては、法定で１０月以降１１月末までに実施することとなっておりますので、その範囲内で今回の事象も加味し、実施時期を学校で検討されるものと考えております。

○西本ちかこ １０月から１１月末までに受けていただかないといけないということです、熊の目撃情報などと重なることもあるかもしれませんが、日時や場所の変更も視野に入れていただき、こどもたちの安全のために、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、ＩＣＴの活用についての質問をさせていただきたいと思います。

令和6年度の当初予算に、ICT活用に係る学校支援体制の再構築、総合サポートセンターの設置として、国の財源637万3,000円を含め、1億192万2,000円が挙げられています。これまで行っていた学校支援体制の現状と、それをどのように再構築するものなのか、詳細について、お聞かせください。

○新川教育センター所長 学校支援体制の現状と総合サポートセンターの設置についてですが、校務支援システムや1人1台端末の導入により、児童・生徒、保護者、教職員への支援体制を充実させてきました。

しかし、問い合わせ窓口が複数あることにより、児童・生徒、保護者、教職員にとって、最適なサポートを受けるには、どこに問い合わせればいいのか分からないといった事象が増え、スムーズに支援を受けることが難しくなっております。そのため、現行の支援体制を再編し、より質の高いサポートが可能な支援体制を構築する必要があり、総合サポートセンターを設置いたします。

総合サポートセンターは、1人1台端末の活用に関することから校務に関することまで、ICTについてのトラブル対応やアプリケーションの使用法等、児童・生徒、保護者、教職員、市教育委員会からの様々な問い合わせを一括してサポートする業務を委託するものです。

なお、運営業者の選定については、本市の課題を十分に理解し、解決できる事業者を選考するため、プロポーザル方式を検討しております。

○西本ちかこ では、令和元年に国が提唱したGIGAスクール構想によるICT活用において、本市でも令和3年4月から1人1台端末の活用が始まり、3年が過ぎようとしています。現在、学校での1人1台端末の活用状況について、お聞かせください。

○新川教育センター所長 GIGAスクール構想により導入した1人1台端末を活用して、個別学習、一斉学習、共同学習といった授業での様々な学習シーンに合わせて、授業支援ソフトを使った交流や発表、インターネットを使った探究活動を行うほか、タブレットを使用したドリルの学習等、家庭学習においても、ICTの活用が進んでおります。

○西本ちかこ 今回、幾つかある事業者さんをまとめて、一括でサポートする体制を作られるということで、同じくらいの金額の予算を組まれていると聞きました。これまでの、プロポーザル方式には、ぜひ金額だけではなくて、事業者の経験やサポート内容を重視して、選定をいただくようお願いしたいと思います。

それでは、授業支援ソフトを導入いただき、月に2回、ICTサポーターが各学校

に派遣をされて、教職員のサポートをいただいているということですが、ＩＣＴサポーターや教職員のこういったお声が活かされているのでしょうか。お聞かせください。

○新川教育センター所長 教職員からは、ＩＣＴサポーターが対応できる業務範囲の拡充や派遣回数増加等により、積極的な支援を求める声が挙がっております。そういった声があることから、総合サポートセンターでは、学校のニーズを一元的に管理し、より積極的な授業支援及び校務支援を目指すとともに、訪問回数についても、見直しを進めてまいりたいと考えております。

○西本ちかこ では、業務範囲の拡充や訪問回数の増加、より積極的な支援を求める声が挙がっているということですが、業務内容についての拡充はどのように行うのか、お聞かせください。

また、各学校のタブレットによる授業支援ソフトの使用状況や課題、そういったものについてサポートをされるものになっているのでしょうか。お聞かせください。

○新川教育センター所長 効果的なＩＣＴを活用しての授業づくりに向けて、教職員からの依頼を受けて動くのではなく、主体的にアプローチしていくことやエクセルの操作支援研修と教職員の情報活用能力の向上を図るための支援などを拡充してまいります。

また、授業支援ソフトとしては、ミライシードを主に活用しているほか、チームズやエクセル、ワード、パワーポイント等のマイクロソフトオフィスを授業で活用しておりますが、学校間や教職員間に活用の差があります。さらなる活用を目指すために、授業支援ソフトの効果的な活用方法やデジタル教材の作成、利用方法など、教職員がＩＣＴを効果的に取り入れた授業づくりのためのＩＣＴ活用能力を向上させていく必要があると考えております。そのため総合サポートセンターでは、授業支援ソフトの操作支援を初め、ＩＣＴを活用した授業づくりの支援を行ってまいります。

○西本ちかこ では、授業支援ソフトを使用されているとのことですが、ＩＣＴを活用することで、教職員が生徒に向き合う時間が増えるような、そういった活用の仕方などは示されているのでしょうか。

また、ＩＣＴを活用した授業の支援や学校のニーズに対応した研修の実施について、どのような内容の研修が行われているのでしょうか。お聞かせください。

○新川教育センター所長 ソフトの活用の提示につきましては、ＩＣＴを活用して、校務をスリム化するということは、教職員の業務負担軽減につながり、児童・生徒と

向き合う時間の確保にもつながるものと考えております。

各校の情報担当者が集まる学校情報化担当者会において、アプリ開発業者から直接ミライシードの活用方法について学んだり、各校での効果的な取組について、交流する場面を設けるなどの情報共有の場を設定するほか、連絡帳や課題へのタブレットの活用など、具体的な提案も行っております。

研修につきましては、各学校のニーズに応じて、ＩＣＴサポーターが授業で活用できるソフトの紹介や操作研修を実施しております。

また、教育センターでは、夏季休業中を中心に、授業支援ソフトの活用事例を交えた操作研修やＩＣＴを効果的に取り入れた授業づくり研修等、ＩＣＴに関わる研修を実施しております。

○西本ちかこ ＩＣＴの活用については、教職員の方の得意、不得意も大きく関わってくると思いますし、生徒にとっても、得意、不得意、楽しい、それだったら楽しめるっていう生徒もいるかと思います。教職員の方がゆっくり学べる研修も必要ですが、それが負担になることなく、負担になり過ぎることなく、授業に活用できるようなサポートをぜひ、お願いしたいと思います。できるだけ教職員の先生が授業に集中をし、こどもたちと会話をしたり、様子をくみ取ることができる時間をうまくとれることを期待いたします。

また、保護者や不登校で自宅にいるこどもたちのタブレット端末のサポートにもつながる一助になることを期待いたしまして、こちらについての質問は終わらせていただきます。

続きまして、喫煙に関する質問を大きく２つさせていただきたいと思います。

路上喫煙防止対策についてです。路上喫煙の防止に関する条例について、定めた目的と内容について、条例設置後の効果について、お聞かせください。

○上村市民生活相談課参事 条例の目的につきましては、第１条で、「市、市民等及び事業者等の責務を明らかにすることにより、市民等の安全及び健康的な生活環境を確保すること」と定めております。

主な内容としましては、市民等の責務として、市内全域で路上喫煙をしないよう、努力義務を課しているほか、路上喫煙禁止地区の指定や罰則等を定めております。

次に、条例制定後の効果ですが、制定前後の定点調査の結果から、路上喫煙者は大幅に減少し、現在に至っております。

○西本ちかこ 路上喫煙防止のために取っている策について、お聞かせください。

駅でシルバー人材さんがたばこの吸い殻を捨てくださっているところによく遭遇いたします。どのような業務を担ってくださっているのか、依頼内容についても、



改めてお聞かせください。

○上村市民生活相談課参事 路上喫煙防止の取組としましては、喫煙所の設置をはじめ、路上喫煙禁止地区における路上喫煙防止対策マナー推進員や市職員による巡回指導、懸垂幕や啓発看板の設置に加え、路面標示等により、禁止地区やマナー啓発を積極的に行っております。

次に、路上喫煙防止対策マナー推進員の主な業務としましては、路上喫煙禁止区域内を啓発ジャンパー等を着用し、喫煙者に対する注意、指導を行うとともに、路上の吸い殻等の清掃など、環境美化にも努めております。

巡回につきましては、ＪＲ茨木駅周辺から阪急茨木市駅周辺が火曜、木曜の午前７時３０分から９時半までと午後４時から６時まで、土曜、日曜は午後４時から６時までの各２時間となっております。

また、阪急南茨木駅、大阪モノレール南茨木駅周辺、ＪＲ総持寺駅周辺は、火曜、木曜の午前７時３０分から８時３０分までと午後５時から６時まで、土曜、日曜は午後５時から６時までの各１時間としております。

○西本ちかこ では、本市は路上喫煙の防止に関する条例の中で、第８条規定に違反をした者は１，０００円の過料に処すると第９条にありますが、現在、過料を請求したケースはありますでしょうか。

○上村市民生活相談課参事 過料につきましては、これまでに徴収した実績はございません。

○西本ちかこ マナー推進員が注意、指導を行った過去３年間の件数は何件ぐらいありますでしょうか。

○上村市民生活相談課参事 マナー推進員による過去３年間の注意、指導件数は、令和２年度が５３１件、令和３年度が３２５件、令和４年度が４５８件であります。

○西本ちかこ 徴収した実績がないということで、どういうケースに過料を徴収するのかという、平成２２年の福丸議員の質問で、他人にやけどを負わせたり、再三の注意、指導に従わないなど、悪質な迷惑行為があった場合に徴収するというので、それまでに悪質なケースがないということでした。こちらの条例ですが、抑止力になっていないのではないかなというふうに感じております。

本市で、シルバー人材さんから３年間にお声がけいただいた件数が１，３１４件ということで、寝屋川市では、駅前の巡回啓発について、違反者に対し、３年間で約５，

〇〇〇件の声かけが行われているとのことでした。まさに吸っているタイミングでのお声かけということになりますので、その場に遭遇できることは少ないかもしれません。シルバー人材さんには、一生懸命たばこを拾いながらお声かけをいただき、町の美化に努めていただいているところですが、もう少し市全域にも、月に数度でも巡回をいただくか、またもう少し時間を延ばして、通勤ラッシュ時に一定お声かけをいただく、その場に立ってお声かけをいただくかなど、ご検討をお願いしたいと思います。

寝屋川市では、こどもに受動喫煙を生じさせないための措置を講じることにより、こどもの健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持を図る目的で、寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例を定められており、これまで本市同様に、一度も徴収をしたことがなかった過料について、今議会で積極的に徴収することが決まるそうです。

私が住む地域では、ボランティアの方が長年、早朝から道路に落ちたたばこの吸い殻やごみを集めてくださっています。その方のお話では、近年ごみは全く減る様子がないとおっしゃっていて、町の美化、モラルの観点からも危惧をされています。

歩きたくなる町、町の美化について、市民の方のモラルの向上を目指したさらなる啓発をいただきたいと思っております。私の地域では、青パトが特殊詐欺防止のテープを流しながら走っております。駅だけでなく、町全体をお掃除しながら、たばこの路上喫煙をやめましょうの音楽を流しながらペイントされた車を走らせるなど、そういったご検討もお願いしたいと思います。

続きまして、たばこに関する大きな質問、2問目になるんですが、ＪＲ茨木駅西口の喫煙場所について、バスを降りてからＪＲへ向かう高架を歩いていますと、たくさんの煙が上がってきます。風向きによっては、様々な場所へ煙が立ち上がっています。

また、阪急茨木市駅西口の灰皿が置かれている場所につきましても、たばこ屋さんの前という立地から、かなりたばこの煙が出ています。

そこで、本市の路上喫煙防止エリアと市が設置している喫煙場所について、お聞かせください。

○上村市民生活相談課参事 路上喫煙禁止地区につきましては、ＪＲ茨木駅、阪急茨木市駅周辺と両駅を結ぶ中央通り、阪急南茨木駅、大阪モノレール南茨木駅周辺とＪＲ総持寺駅周辺を指定しております。

また、市が禁止地区に設置している喫煙所は、ＪＲ茨木駅西口公衆トイレ横と大阪モノレール南茨木駅下の２か所に設置しております。

○西本ちかこ 喫煙場所設置の経緯と補助金や民間企業との連携について、お聞きします。

この設置にかかった経費と年間コストについて、お聞かせください。

また、大阪府受動喫煙防止対策補助制度について、利用されましたでしょうか。お聞かせください。

○上村市民生活相談課参事 喫煙所の設置につきましては、日本たばこ産業株式会社、ＪＴに設置費用を全額負担いただいておりますことから、市の負担はございません。

年間コストにつきましては、喫煙所周辺と喫煙所内の灰皿の清掃を委託しており、令和６年度予算としまして、１５０万２，０００円を計上しております。

喫煙場所の設置経費につきましては、ＪＴに全額負担いただいておりますことから、補助制度は活用してはいません。

○西本ちかこ ＪＴに全額を負担いただいているということで、補助制度は利用されていないということだったんですが、こちらの補助制度につきましては、昨年に引き続き、今年度いっぱいということで、灰皿など、本体には使用できないんですが、最大２００万円の２分の１補助、最大１００万円を附帯設備に利用できるという内容の制度です。豊中市や寝屋川市などで活用されています。人口規模から考えますと、駅周辺の喫煙場所が少ないと感じますが、増設の予定について、お考えをお聞かせください。

○上村市民生活相談課参事 現在の路上喫煙禁止地区におきましては、喫煙所を増やす考えはございませんが、駅周辺整備の際などにおきましては、喫煙所の必要性も含め、検討してまいります。

○西本ちかこ ＪＲ西口の再々開発や整備ということのを待っていては、数年以上かかるかもしれないと思っておりますので、１００万人が安威川ダムのできるということで訪れる、１００万人が訪れる町として、町の美化に対する意識を高めていただきたいと思いますと思っております。

吹田市では、ＪＲ岸辺駅、ＪＲ吹田駅に卒煙支援ブースということで、コンテナを置かれて、煙が外に出ないような建物を置かれています。こちらについては、大変すぐく予算がかかる、３，０００万円ぐらい設置にもかかり、年間コストも５００万円ぐらいかかるということなんですが、本市のたばこ税の税収につきまして、財務課によりますと、毎年１５億円から１６億円程度で推移をしているということです。こちらにつきましては、一般財源であるということなんですが、こちらの活用につきましても、要望させていただきまして、こちらの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。